

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第731号

2015年(平成27年)5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 島山 関之

道路台帳及び水路台帳の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)4月27日付けで諮問(第731号)された道路台帳及び水路台帳の整備に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市道の管理においては、昭和62年から道路法第28条に基づき道路台帳整備に着手し、平成5年に市全域の道路台帳平面図及び調書を完成している。新たな道路整備による管理道路の追加及び道路の改良等の変化に対応するために毎年台帳更新作業を行ってきたが、道路台帳平面図の原図の劣化が激しくなっているため、道路台帳平面図を電子化、道路台帳GISとして平成27年度から30年度までの継続事業として整備することとした。

また、道路台帳平面図作成にあたり現況を正確に反映するため測量調査を行うが、市内全域の道路が対象で膨大な作業となることから、効率よく現況を把握することができるモバイルマッピングシステム（以降「MMS」という。）を使用する。このMMSでは、車載のカメラにより道路沿道の写真画像の撮影を行いGPSにより正確な位置情報を取得するもので、写真画像には不特定多数の通行人が写るため、個人情報をも本人以外のものから収集することとなる。さらに、MMSの画像で路上駐車等の陰になった箇所等を確認するために、航空写真撮影による写真画像も取得し、市内全域の家屋等の個人情報を取得することとなるため、個人情報を本人以外のものから収集することとなる。

このため、道路台帳GISの構築について、藤沢市個人情報の保護に関する条例第10条第4項、第5項及び第18条について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性について

道路台帳平面図作成のための測量は、藤沢市道総延長1,300km、路線数8,400路線において行うため、作業は市内全域に渡り、収集する個人情報は不特定多数を対象とし、測量に必要な情報と個人情報を切り離すことができないため、個人情報を本人以外のものから収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

MMS及び航空写真撮影により取得する写真画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集ことに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、MMS及び航空写真撮影により取得する写真画像データであり、市内全域を対象としていることから対象が膨大で、また、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に関わる本人通知を省略するものである。

なお、代替え措置として、測量作業として道路内から道路沿道の写真画像を取得すること及び航空写真撮影を行うことについて、広報及びホームページに掲載し周知する。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回電子化する道路台帳平面図は、台帳管理システムとして整備するもので、藤沢市道8,400路線、延長約1,300kmの膨大な情報となり、道路延長や面積の集計等の作業が必要なことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

また、MMSにより取得されたデータは3次元の位置情報を含む

ため、紙媒体での編集が不可能なことから、取得したデータからの図化においても、コンピュータ処理が必要となる。同時に、航空写真も図化作業において使用することから、コンピュータ処理が必要となる。

#### イ コンピュータ処理をする個人情報

##### (ア) 道路台帳平面図

(1) MMS及び航空写真撮影により取得する写真画像データ

#### ウ 安全対策について

##### (ア) 道路管理課での安全対策について

(a) デジタル化された道路台帳平面図のデータは、道路管理課が利用契約する外部のデータセンターに保管する。このデータセンターは地方自治体専用のネットワーク(LGWAN)上でコンピュータサービスを提供する(ASP)事業者で、LGWANの基準を満たし、安全対策が整った国際規格ISO27001(ISMS)の認証取得事業所とする。また、写真画像データは、道路管理課内の施錠されたキャビネットに保管する。

(b) データの受け渡しについては、パスワード設定が可能な媒体(USBメモリ及びHDDを予定)を使用し、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、受け渡しの際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。

(c) データ受け渡し用媒体については管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネットで管理する。

(d) 紙に出力したデータは、道路管理課内の業務にのみ使用し、廃棄の際はシュレッダーにて個人情報が入りに漏れないように廃棄する。

(e) 通信回線は、LGWAN回線を使用し、通信は暗号化される。

(f) 台帳管理システムは、利用時には担当者毎のID、パスワードが必要で、操作ログが記録される。

##### (イ) 受託者に求める安全対策について

(a) プライバシーマーク及び国際規格ISO27001(ISMS)の認証を取得していること。

(b) 作業場所は機械警備・監視カメラ・IDカードの導入等によりセキュリティ管理がされていること。

(c) データセンターへの入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況が記録されていること。

(d) データの編集作業については、業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。

(e) 作業場所への職員の立ち会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所の作業場所を設置すること。

- (f) 端末の操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い，端末操作を関係職員に限定すること。
- (g) 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
- (h) 個人情報とは常に作業用端末に保存し，外部へ持ち出さないこと。
- (i) 端末については，コンピュータウィルス対策ソフトを利用し，最新のウィルスパターンを適用し，ウィルス対策を施すこと。
- (j) やむを得ず紙に出力したデータについては，作業室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄すること。
- (k) データの受け渡しについては，パスワード管理が可能な媒体を使用し，双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に，媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。
- (l) 個人情報を含むデータは市の許諾なくして複製しないこと。
- (m) 関係職員については，個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に，個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- (n) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに，業務従事者に周知徹底すること。
- (o) 取り扱う全ての情報に対して，不正な持ち出し，改ざん，破壊，紛失，漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上に加え，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託事業者は遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

#### エ 道路台帳平面図及び写真画像のデータ運用方法について

デジタル化する道路台帳平面図は，道路台帳の電子化完了後，個人情報である道路外民地の家屋形状等と切り離し，個人情報を含まない地図データとして公開する。

データで受け取った写真画像は，道路の現況確認等，平面図で確認しきれない道路の状況を確認するために道路管理課内で使用する。また，使用の際は，道路管理課内の台帳管理用端末を利用し，道路管理課以外へは持ち出さない。

#### (5) 実施時期

##### ア 道路台帳平面図電子化作業

平成27年6月以降

##### イ 道路台帳GIS

(ア) 構築作業確認用システム 平成27年度中

(イ) 本稼働 平成30年度から

(6) 提出書類

- ア 道路法第28条(抜粋)
- イ 道路台帳平面図
- ウ MMS測量による写真画像イメージ
- エ システム機器等構成図
- オ 道路台帳GIS整備業務委託仕様書(案)
- カ 契約書(案)
- キ データの保護及び秘密の保持に関する仕様書
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、道路台帳平面図作成のための測量は、藤沢市道総延長1,300km、路線数8,400路線において行うため、作業は市内全域に渡り、収集する個人情報は不特定多数を対象とし、測量に必要な情報と個人情報を切り離すことができないため、個人情報を本人以外のものから収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、MMS及び航空写真撮影により取得する写真画像データであり、市内全域を対象としていることから対象が膨大で、また、当該画像データで確認される個人を照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件に関わる本人通知を省略するものである、としている。

なお、代替え措置として、測量作業として道路内から道路沿道の写真画像を取得すること及び航空写真撮影を行うことについて、広報及びホームページに掲載し周知する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回電子化する道路台帳平面図は、台帳管理システムとして整備するもので、藤沢市道8,400路線、延長約1,300kmの膨大な情報となり、道路延長や面積の集計等の作業が必要なことから、コンピュータ

処理が必要となるものである。

また、MMSにより取得されたデータは3次元の位置情報を含むため、紙媒体での編集が不可能なことから、取得したデータからの図化においても、コンピュータ処理が必要となる。同時に、航空写真も図化作業において使用することから、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

#### イ 安全対策について

実施機関が2 説明要旨(4)安全対策ウ(ア)(a)から(f)及び(イ)(a)から(o)において示す安全対策は、次のとおりである。

##### (ア) 実施機関の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア)(a), (b)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(f)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア)(d)
- (d) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)(a), (e)

(e) 日常的な安全対策 (ア)(c)

##### (イ) 受託者の安全対策

- (a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (イ)(k)
- (b) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ)(c), (f)
- (c) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ)(j)
- (d) データ媒体の安全性を高めるための措置 (イ)(k)
- (e) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 (イ)(a), (b), (d), (e)
- (f) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(i)

(g) 日常的な安全対策 (イ)(g), (h), (l), (m), (n), (o)

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託事業者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

#### ウ 道路台帳平面図及び写真画像のデータ運用方法について

実施機関では、道路台帳平面図及び写真画像のデータ運用方法について、次のように述べている。

デジタル化する道路台帳平面図は、道路台帳の電子化完了後、個人情報である道路外民地の家屋形状等と切り離し、個人情報を含ま

ない地図データとして公開する。

データで受け取った写真画像は、道路の現況確認等、平面図で確認しきれない道路の状況を確認するために道路管理課内で使用する。また、使用の際は、道路管理課内の台帳管理用端末を利用し、道路管理課以外へは持ち出さない。

以上のことから判断すると、道路台帳平面図及び写真画像のデータ運用方法について妥当であると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは妥当であると認められる。

ただし、道路台帳の電子化完了後におけるMMS及び航空写真撮影により取得した写真画像データの利用について、実施機関内において当該情報を厳格に管理することを条件とする。

以 上